

人 口	78,417	(6減)
男	39,116	(4減)
女	39,301	(2減)
世帯数	38,271	(25減)

◎発行／東京都狛江市 ◎編集／総務部情報課
〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号 ☎(3430)1111
ホームページアドレス <http://www.city.komae.tokyo.jp>

福祉 バス

「みどり号」をご利用ください

路線図



福祉バスみどり号は、市内の福祉施設への送迎を目的として、あいとびあセンターを基点に市内循環・北回り・南回りコースを運行しています。

対象者であればどなたでも無料でご利用できます。ただし、自宅近くの停止場所から駅までの利用といった、目的とする福祉施設を利用しない場合はご乗車できませんのでご注意ください。

〔問い合わせ〕高齢福祉課



9月4日(月)に、1歳6カ月児健康診査を受診するため、あいとびあセンターを訪れた東野川在住の新聞さんに、みどり号を利用した感想などを伺ってみました。

Q どんなときに利用していますか？

A 今年に入ってから2回、子どもの予防接種と今回の健康診査を受けるために利用しました。

Q みどり号があつてよかったことはありますか？

A 家の近くからすぐにバスに乗れて便利です。あいとびあセンターからの帰りもすぐにバスに

乗ることができて、小さな子どもがいる人にとってはとても便利です。

Q ここを改善すればもっと使いやすい点はあるのでしょうか？

A 今のままでもとても助かっていますが、強いて言えば本数がもう少し多いといいかなと思います。

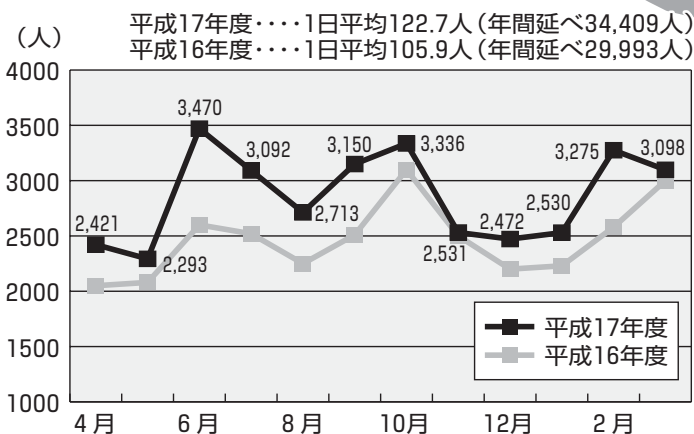
対象

原則として、目的とする福祉施設での福祉サービスを利用する方(施設ごとに対象者が異なりますので、詳細は高齢福祉課へお問い合わせください)

目的とする福祉施設

あいとびあセンター・こまえ苑・こまえ正吉苑・岩戸児童センター・和泉児童館
※ご利用の際には、バス停止場所を手を挙げるなど合図をし、乗車時に目的地を告げてください。
※運行経路・時刻表は、市内公共施設・福祉施設で配布、および市ホームページでご覧になれます(2面に掲載しています)。

みどり号の歩み





みどり号時刻表



バス 停 車 場 所		A 号 車						B 号 車 (土・日曜日、祝日運休)							C号車 (土・日曜日、祝日運休)				
南 回 り コ ー ス		南 1	南 2	南 3	南 4	南 5	南 6		南 1	南 2	南 3	南 4	南 5	南 6		南 1	南 2	南 3	南 4
	1 あいとびあセンター	8 : 15	9 : 35	12 : 00	13 : 20	14 : 40	16 : 00		8 : 55	10 : 15	11 : 35	13 : 55	15 : 15	16 : 35		10 : 30	11 : 45	13 : 00	15 : 00
	2 田中橋	8 : 16	9 : 36	12 : 01	13 : 21	14 : 41	16 : 01		8 : 56	10 : 16	11 : 36	13 : 56	15 : 16	16 : 36		10 : 32	11 : 47	13 : 02	15 : 02
	3 狛江駅北口	8 : 20	9 : 40	12 : 05	13 : 25	14 : 45	16 : 05		9 : 00	10 : 20	11 : 40	14 : 00	15 : 20	16 : 40		10 : 36	11 : 51	13 : 06	15 : 06
	4 狛江三叉路	8 : 22	9 : 42	12 : 07	13 : 27	14 : 47	16 : 07		9 : 02	10 : 22	11 : 42	14 : 02	15 : 22	16 : 42		—	—	—	—
	5 和泉多摩川郵便局前	8 : 25	9 : 45	12 : 10	13 : 30	14 : 50	16 : 10		9 : 05	10 : 25	11 : 45	14 : 05	15 : 25	16 : 45		—	—	—	—
	6 南部地域センター	8 : 27	9 : 47	12 : 12	13 : 32	14 : 52	16 : 12		9 : 07	10 : 27	11 : 47	14 : 07	15 : 27	16 : 47		—	—	—	—
	7 猪方交番前	8 : 28	9 : 48	12 : 13	13 : 33	14 : 53	16 : 13		9 : 08	10 : 28	11 : 48	14 : 08	15 : 28	16 : 48		—	—	—	—
	8 駄倉保育園入口	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—		10 : 38	11 : 53	13 : 08	15 : 08
	9 狛江第六小学校入口	8 : 29	9 : 49	12 : 14	13 : 34	14 : 54	16 : 14		9 : 09	10 : 29	11 : 49	14 : 09	15 : 29	16 : 49		—	—	—	—
	10 こまえ苑	8 : 33	9 : 53	12 : 18	13 : 38	14 : 58	16 : 18		9 : 13	10 : 33	11 : 53	14 : 13	15 : 33	16 : 53		—	—	—	—
	11 円住院前	8 : 35	9 : 55	12 : 20	13 : 40	15 : 00	16 : 20		9 : 15	10 : 35	11 : 55	14 : 15	15 : 35	16 : 55		—	—	—	—
	12 岩戸児童センター	8 : 37	9 : 57	12 : 22	13 : 42	15 : 02	16 : 22		9 : 17	10 : 37	11 : 57	14 : 17	15 : 37	16 : 57		—	—	—	—
	13 岩戸地域センター	8 : 38	9 : 58	12 : 23	13 : 43	15 : 03	16 : 23		9 : 18	10 : 38	11 : 58	14 : 18	15 : 38	16 : 58		10 : 40	11 : 55	13 : 10	15 : 10
	14 電研前	8 : 41	10 : 01	12 : 26	13 : 46	15 : 06	16 : 26		9 : 21	10 : 41	12 : 01	14 : 21	15 : 41	17 : 01		—	—	—	—
	15 狛江市役所前	8 : 45	10 : 05	12 : 30	13 : 50	15 : 10	16 : 30		9 : 25	10 : 45	12 : 05	14 : 25	15 : 45	17 : 05		—	—	—	—
	3 狛江駅北口	8 : 47	10 : 07	12 : 32	13 : 52	15 : 12	16 : 32		9 : 27	10 : 47	12 : 07	14 : 27	15 : 47	17 : 07		—	—	—	—
	16 狛江第三小学校前	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—		10 : 42	11 : 57	13 : 12	15 : 12
	17 菅原神社前	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—		10 : 43	11 : 58	13 : 13	15 : 13
	18 狛江病児保育室前	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—		10 : 44	11 : 59	13 : 14	15 : 14
	19 和泉多摩川郵便局南	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—		10 : 45	12 : 00	13 : 15	15 : 15
	20 和泉多摩川駅前	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—		10 : 46	12 : 01	13 : 16	15 : 16
	21 ふれあい広場	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—		10 : 48	12 : 03	13 : 18	15 : 18
22 むいから民家園前	8 : 49	10 : 09	12 : 34	13 : 54	15 : 14	16 : 34		9 : 29	10 : 49	12 : 09	14 : 29	15 : 49	17 : 09		10 : 52	12 : 07	13 : 22	15 : 22	
1 あいとびあセンター	8 : 50	10 : 10	12 : 35	13 : 55	15 : 15	16 : 35		9 : 30	10 : 50	12 : 10	14 : 30	15 : 50	17 : 10		10 : 53	12 : 08	13 : 23	15 : 23	
北 回 り コ ー ス		北 1	北 2	北 3	北 4	北 5	北 6	北 1	北 2	北 3	休憩	北 5	北 6	終了	北 1	北 2	北 3	休憩	終了
	1 あいとびあセンター	8 : 55	10 : 15	12 : 40	14 : 00	15 : 20	16 : 40	8 : 20	9 : 40	11 : 00	13 : 20	14 : 40	16 : 00		9 : 45	11 : 00	12 : 15	14 : 15	
	23 団地中央	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		9 : 47	11 : 02	12 : 17	14 : 17	
	24 西和泉体育館前	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		9 : 48	11 : 03	12 : 18	14 : 18	
	25 根川地区センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		9 : 49	11 : 04	12 : 19	14 : 19	
	1 あいとびあセンター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		9 : 52	11 : 07	12 : 22	14 : 22	
	2 田中橋	8 : 56	10 : 16	12 : 41	14 : 01	15 : 21	16 : 41	8 : 21	9 : 41	11 : 01	13 : 21	14 : 41	16 : 01		9 : 53	11 : 08	12 : 23	14 : 23	
	3 狛江駅北口	9 : 00	10 : 20	12 : 45	14 : 05	15 : 25	16 : 45	8 : 25	9 : 45	11 : 05	13 : 25	14 : 45	16 : 05		—	—	—	—	
	26 狛江市役所西	9 : 02	10 : 22	12 : 47	14 : 07	15 : 27	16 : 47	8 : 27	9 : 47	11 : 07	13 : 27	14 : 47	16 : 07		9 : 56	11 : 11	12 : 26	14 : 26	
	27 狛江第一小学校前	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		9 : 58	11 : 13	12 : 28	14 : 28	
	28 電研西	9 : 04	10 : 24	12 : 49	14 : 09	15 : 29	16 : 49	8 : 29	9 : 49	11 : 09	13 : 29	14 : 49	16 : 09		—	—	—	—	
	29 アベリヤ児童遊園入口	9 : 06	10 : 26	12 : 51	14 : 11	15 : 31	16 : 51	8 : 31	9 : 51	11 : 11	13 : 31	14 : 51	16 : 11		—	—	—	—	
	30 野川緑地公園入口	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		9 : 59	11 : 14	12 : 29	14 : 29	
	31 東野川郵便局前	9 : 08	10 : 28	12 : 53	14 : 13	15 : 33	16 : 53	8 : 33	9 : 53	11 : 13	13 : 33	14 : 53	16 : 13		10 : 00	11 : 15	12 : 30	14 : 30	
	32 東野川テニスコート前	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		10 : 02	11 : 17	12 : 32	14 : 32	
	33 野川地域センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		10 : 06	11 : 21	12 : 36	14 : 36	
	34 八幡神社前	9 : 11	10 : 31	12 : 56	14 : 16	15 : 36	16 : 56	8 : 36	9 : 56	11 : 16	13 : 36	14 : 56	16 : 16		10 : 10	11 : 25	12 : 40	14 : 40	
	35 こまえ正吉苑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		10 : 13	11 : 28	12 : 43	14 : 43	
	36 狛江第七小学校前	9 : 13	10 : 33	12 : 58	14 : 18	15 : 38	16 : 58	8 : 38	9 : 58	11 : 18	13 : 38	14 : 58	16 : 18		—	—	—	—	
	37 上和泉地域センター	9 : 14	10 : 34	12 : 59	14 : 19	15 : 39	16 : 59	8 : 39	9 : 59	11 : 19	13 : 39	14 : 59	16 : 19		—	—	—	—	
	38 慈恵第三病院	9 : 15	10 : 35	13 : 00	14 : 20	15 : 40	17 : 00	8 : 40	10 : 00	11 : 20	13 : 40	15 : 00	16 : 20		—	—	—	—	
	39 都営団地	9 : 17	10 : 37	13 : 02	14 : 22	15 : 42	17 : 02	8 : 42	10 : 02	11 : 22	13 : 42	15 : 02	16 : 22		—	—	—	—	
	40 体育館前	9 : 18	10 : 38	13 : 03	14 : 23	15 : 43	17 : 03	8 : 43	10 : 03	11 : 23	13 : 43	15 : 03	16 : 23		—	—	—	—	
	41 体育館北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		10 : 16	11 : 31	12 : 46	14 : 46	
	42 狛江第二小学校前	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		10 : 17	11 : 32	12 : 47	14 : 47	
	43 中和泉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		10 : 18	11 : 33	12 : 48	14 : 48	
	44 和泉児童館前	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		10 : 21	11 : 36	12 : 51	14 : 51	
	45 松原交差点	9 : 20	10 : 40	13 : 05	14 : 25	15 : 45	17 : 05	8 : 45	10 : 05	11 : 25	13 : 45	15 : 05	16 : 25		—	—	—	—	
	22 むいから民家園前	9 : 21	10 : 41	13 : 06	14 : 26	15 : 46	17 : 06	8 : 46	10 : 06	11 : 26	13 : 46	15 : 06	16 : 26		10 : 23	11 : 38	12 : 53	14 : 53	
1 あいとびあセンター	9 : 22	10 : 42	13 : 07	14 : 27	15 : 47	17 : 07	8 : 47	10 : 07	11 : 27	13 : 47	15 : 07	16 : 27	10 : 24		11 : 39	12 : 54	14 : 54		
	南 2 へ	休憩	南 4 へ	南 5 へ	南 6 へ	終了	南 1 へ	南 2 へ	南 3 へ	南 4 へ	南 5 へ	南 6 へ	南 1 へ	南 2 へ	南 3 へ	南 4 へ			

表 1
■70歳以上の方の自己負担割合

9 月 30 日まで		10 月 1 日から	
現役並みの所得がある方（一定以上所得者） 注 1	2 割	現役並みの所得がある方（一定以上所得者） 注 1	3 割
一 般	1 割	一 般	1 割
低所得Ⅱ		低所得Ⅱ	
低所得Ⅰ		低所得Ⅰ	

注 1 現役並みの所得がある方（一定以上所得者） → 同一世帯の国保加入者で、国民健康保険高齢受給者証または老人保健医療受給者証をお持ちの方のうち、平成18年度課税所得が145万円以上の方が 1 人でもいる世帯の方。課税所得145万円とは、収入に置き換えると平成17年中の世帯の収入の合計額が520万円以上（単身者の場合383万円以上）ある方です。

表 2
■療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担（70歳以上）

9 月 30 日まで	10 月 1 日から
食材料費相当額を負担 1 カ月の負担の目安 2 万 4,000 円	1 カ月の負担の目安 食 費 4 万 2,000 円 居住費 1 万円

▽所得の低い人は負担が軽減されます
1 カ月の負担の目安

住民税非課税世帯	3 万円
単身世帯で年金収入のみで、80 万円以下等	2 万 2,000 円

表 3
■70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

9 月 30 日まで		10 月 1 日から	
上位所得者（基礎控除後の所得670万円以上）	13 万 9,800 円（7 万 7,700 円） ＋ 医療費が46 万 6,000 円を超えた場合は超えた分の 1 %を加算	上位所得者（基礎控除後の所得600万円以上）	15 万円（8 万 3,400 円） ＋ 医療費が50 万円を超えた場合は超えた分の 1 %を加算
一 般	7 万 2,300 円（4 万 200 円） ＋ 医療費が24 万 1,000 円を超えた場合は超えた分の 1 %を加算	一 般	8 万 100 円（4 万 4,400 円） ＋ 医療費が26 万 7,000 円を超えた場合は超えた分の 1 %を加算
住 民 税 非課税所帯	3 万 5,400 円（2 万 4,600 円）	住 民 税 非課税所帯	3 万 5,400 円（2 万 4,600 円）

■70歳以上の方（老人保健制度対象者を除く）の自己負担限度額（月額）

9 月 30 日まで				10 月 1 日から			
		外 来 （個人単位 A）	自己負担限度額 外来＋入院（世帯単位 B）			外 来 （個人単位 A）	自己負担限度額 外来＋入院（世帯単位 B）
一定以上所得者 注 1		4 万 200 円	7 万 2,300 円（4 万 200 円）＋医療費が36 万 1,500 円を超えた場合は、超えた分の 1 %を加算	一定以上所得者 注 1		4 万 4,400 円	8 万 100 円（4 万 4,400 円）＋医療費が26 万 7,000 円を超えた場合は、超えた分の 1 %を加算
一 般		1 万 2,000 円	4 万 200 円	一 般		1 万 2,000 円	4 万 4,400 円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ 注 2	8,000 円	2 万 4,600 円	住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ 注 2	8,000 円	2 万 4,600 円
	低所得者Ⅰ 注 3		1 万 5,000 円		低所得者Ⅰ 注 3		1 万 5,000 円

注 1 一定以上所得者…表 1 の注 1 参照

注 2 低所得者Ⅱ…世帯主および世帯員全員が住民税非課税の方

注 3 低所得者Ⅰ…世帯主および世帯員全員が住民税非課税で世帯の所得が一定基準以下の国保被保険者。例えば単身世帯で年金収入のみの場合は、年収80万円以下

※低所得者Ⅰ、Ⅱの方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので申請してください。

※（ ）内の数字は年 4 回以上医療費の払い戻しを受けた場合の患者自己負担限度額

国民健康保険制度が改正されます

10 月 1 日（日）から国民健康保険制度が改正されます。
主な改正内容をお知らせします。

〔問い合わせ〕保険年金課

■70歳以上の方に交付している高齢受給者証の自己負担の割合が変わります（表 1 参照）

現在、9 月 30 日（土）が有効期限の自己負担割合 2 割の高齢受給者証をお持ちの方には、9 月下旬に新しい受給者証をお送りします。

■療養病床に入院する 70 歳以上の方の食費、居住費の負担が変わります（表 2 参照）

療養病床に入院する 70 歳以上の方は、9 月 30 日（土）までは、食費は



食材料費相当額のみを負担でしたが、介護保険での入院との負担の均衡を図るため、所得に応じて食費（食材料費・調理費）と居住費（光熱水費）を負担することになります。

食材料費相当額のみを負担でしたが、介護保険での入院との負担の均衡を図るため、所得に応じて食費（食材料費・調理費）と居住費（光熱水費）を負担することになります。

食材料費相当額のみを負担でしたが、介護保険での入院との負担の均衡を図るため、所得に応じて食費（食材料費・調理費）と居住費（光熱水費）を負担することになります。

■高額療養費の自己負担限度額が変わります（表 3 参照）

医療機関に支払った自己負担額（1 カ月分）が高額になった場合、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分については、高額療養費として支給されます。

高額療養費の対象となる方には、受診した月の約 2 カ月後に通知を行いますので、医療機関等の領収書と通知に併せてお送りする申請書を持参のうえ、保険年金課に申請してください。



—その 152—

戦後まもない頃

昭和 25 年 狛江 2

戦後、アメリカの影響で社会教育が盛んになった。この年どんなことをしていたかについては記録がないが、ただ、映画会をやったという記録が残っている。年間 12 回、観覧者総数約 5、280 人とあるから、一回平均約 440 人ということになる。

娯楽が少ない時代だったし、村に映画館がないこともあって、かなりの参加である。「無法松の一生」「港に赤い灯がともる」など劇映画が上映された他、「日米親善野球」「スクエアダンスをおどろう」など、時代を反映しているものも多い。

青年団活動も盛んであった。狛江青年団主催第 1 回農産物品評会が行われたのもこの年で、出品点数 400 点、出品品の売上金 1 万 4 千円。その半分を出品者に戻したり、特等から三等まで賞をつけ、賞状と賞金を渡して努力をねぎらい、青年達に大きな希望を持たせた。

村の歳入を見ると、村民税や固定資産税の他、自転車税、荷車税、広告税、犬税、屠畜税、電話税附加税など、今では見られない税金も多い。戦後の物不足の中、自転車は貴重品だったし、電話もよほどの家でないと架設できなかった。

犬税については、この年の登録犬数 247 頭、税収入総額 35,600 円というから 1 頭あたり 150 円くらいだったの

であろう。登録した犬には狂犬病予防注射が課せられていた。

屠畜税というのは村内に屠殺場があったからだが、この年条例を改正して屠畜税を上げたため、近隣屠場より高くなり、屠畜請求人が少なくなると困るからなんとかしてくれという請願が出されている。

村の消防力は、すべてが消防団に任されていた。その機材は 4 輪自動車ポンプ 1 台、2 輪手挽ガソリンポンプ 5 台、4 人搾腕用ポンプ 6 台、あとは布製水筒、竹製梯子と六尺鳶口、警鐘だけだった。家が密集していなから延焼することはなかったが、一度火が出たら、なかなか消せなかっただろう。

ちなみに、この年の各大字の世帯数をみると、小足立 86、寛東 80、岩戸 477、和泉 1、245、猪方 177、駒井 68 しかなかった。

水害については、この年 7 月下旬から 8 月上旬にかけて野川の氾濫があつて、北久保、北谷、三島、箕輪地区の水田 7 町歩、畑 8 町歩が約 1 週間冠水し、水稻、陸稻、甘藷、雑穀、里芋、胡瓜、茄子などに大きな被害が出た。しかし人家は少なく、農家の多くは高台にあつたので人への影響はあまりなかったのだろう。だから、農作物に対する課税の軽減措置だけを課税対策委員会が村長と議会宛に陳情している。

亀塚の切り崩しが始まったのもこの年である。そして翌年からはいよいよ発掘が始まった。

井上 孝

（狛江市文化財専門委員）

狛江市国民保護計画 素案を公表します

武力攻撃や大規模テロなどの事態に、市民の生命・身体・財産を守るために狛江市国民保護計画の策定を進めています。今回、素案を公表し、併せてパブリックコメントを実施します。
〔問い合わせ〕総務防災課

事態に備えた体制

づくり

平成 7 年の地下鉄サリン事件、平成 13 年 9 月の米国同時多発テロや不審船による領海侵犯など、私たちの生活に大きな不安を与える事件が起きています。このような緊急事態に対処するための国家体制の整備が重要になっています。

や財産を保護するために必要な事項を定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」を施行しました。

国民保護法に基づく

計画などの策定

国民保護法では、都道府県において国民保護計画を策定することが定められ、東京都では、3 月に東京都国民保護計画を策定しました。

国では、平成 16 年 9 月に、武力攻撃事態などから国民の生命

国民保護法では、都道府県において国民保護計画を策定することが定められ、東京都では、3 月に東京都国民保護計画を策定しました。



多くの被害を出した地下鉄サリン事件現場の救護活動の様子です。こうした事態へ対応するため、計画を策定しています。

このマークを ご存じですか

このマークは、オレンジ色地に青の正三角形で、国民保護措置を行う団体とその要員、建物および物品の保護並びに避難所を識別するための国際的な標準として使用され、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書の規定に従って保護されます。

狛江市国民保護計画素案は、総務防災課および各公共施設で閲覧ならびにその概要版の配布を行っているほか、市ホームページでもご覧になれます。
〔対象〕市内在住・在学・在勤者、または市内に事業所などを
持つ法人など

〔提出方法〕10 月 16 日（月）までに、窓口への提出・郵送・（3430）6870 または市ホームページから専用フォームで総務防災課へ。
※提出意見には、氏名・住所（または所在地）・電話番号を必ず記入してください。

狛江市国民保護計画策定に パブリックコメントを実施します

狛江市国民保護講演会

「国民保護の仕組みと地方公共団体の役割」

〔日時〕10 月 1 日（日）午後 1 時 30 分～3 時 10 分
〔会場〕中央公民館
〔定員〕先着 120 人
〔講師〕志方俊之さん（東京都

災害対策担当参与）

※狛江市国民保護計画素案の概要説明も行います。
〔申し込み・問い合わせ〕9 月 29 日（金）までに総務防災課へ。

勤・通学している市民の安否情報の把握が困難になること、大規模な避難が必要な状況下では、狛江市と川崎市を結ぶ多摩水道橋に避難住民が押し寄せ、円滑な避難を行えない可能性があることなど、地域特性に留意したものとしています。

また、パブリックコメント（市民意見提出制度）や講演会などを開催し、多くの方々の意見を取り入れ、協議会で審議を重ね、狛江市国民保護計画案を策定します。

さらに、狛江市国民保護計画策定に合わせ、狛江市国民保護対策本部各部のマニュアルや円滑な避難誘導を目的とする避難実施要領のパターンなどを整備します。

市税・介護保険料の納付 および相談窓口

▽日曜窓口
〔日時〕9 月 24 日（日）午前 8 時 30 分～午後 5 時
▽夜間窓口
〔日時〕9 月 28 日（木）午後 8 時 30 分～

〔会場〕収納課

なお、平成 18 年度国民健康保険税（第 3 期分）、介護保険料（第 3 期分）は、10 月 2 日（月）までに納めてください。

※納付には、便利で納め忘れない口座振替をご利用ください。
〔問い合わせ〕収納課

私立心身障害児訓練施設 通所児童補助金受け付け

保護者の負担を軽減するため補助金を交付しています。今回は上期分（4 月～9 月）です。所得要件があります。

〔補助金額〕児童 1 人につき、月額 6,000 円まで

〔申請先・問い合わせ〕9 月 25 日（月）までに社会福祉課へ。

都市計画変更の縦覧

市では、都市計画法に基づき調布都市計画生産緑地地区について変更の手続きを進めてきました。このたび都の同意が得られ、都市計画法第 17 条の規定に基づき案の縦覧を行います。

なお、関係住民および利害関係人は、縦覧期間中は案に対する意見を市長に対し、文書で提出することができます。

行政たいごばん

〔縦覧期間〕9 月 29 日（金）まで
〔縦覧場所〕計画課

〔縦覧の対象となる都市計画〕調布都市計画生産緑地地区
〔提出先・問い合わせ〕29 日（金）まで（必着）に郵送または持参で、計画課へ。

58 歳になった方に年金加入記録をお知らせします

社会保険庁では、58 歳になつた方を対象に「年金加入記録のお知らせ」を 58 歳になった月の 2 カ月後に送付しています。

この「年金加入記録のお知らせ」は、年金を請求する前に過去の年金加入記録を確認することにより、年金を請求する際にかかる期間を短縮するとともに、希望者には将来の年金見込額をお知らせすることによって、被保険者の方などの将来設計に役立てていただくことを目的としています。

年金見込額を希望した場合は、後日社会保険業務センターから老齢基礎年金や老齢厚生年金の金額を記載した「年金見込額のお知らせ」を送付します。

なお、58 歳時点で年金受給資格を満たしていない方は、年金見込額の申し込みができませんので、ご了承ください。

また、「年金加入記録のお知らせ」以外にも、各社会保険事務所や年金相談センターでの年金相談、年金加入記録をご確認いただけます。

〔問い合わせ〕府中社会保険事務所 ☎ 042（361）1011

市民の生命・身体・財産を守るための措置

【避難】

武力攻撃などが迫った場合、国からの警報の発令、避難措置の指示を受け、都知事から、市長を経由して、市民に避難の指示を行います。

警報の発令
避難の指示
避難の誘導

【救援】

都や日本赤十字社などと協力して、避難住民や被災者の救援を行います。

避難施設の提供
安否情報の収集、提供
食品、飲料水の提供

生活物資の提供
医療の提供

【武力攻撃被害の最小化】

国や都と協力して、被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。

消火、救急および
救助の活動

生活関連施設（鉄道など）
の安全確保

危険物、毒物、劇物、高圧ガス
などの取扱所での退去命令

警備区域の設置、区域内への立入
制限および禁止、退去命令

編

章

主な内容

1 総 論

- 1 狛江市の責務、計画の位置付け、構成等—— 市の責務、計画の位置付け、計画の構成・見直し・変更手続き
2 国民保護措置に関する基本方針
3 関係機関の事務または業務の大綱等
4 狛江市の地理的、社会的特徴
5 狛江市国民保護計画が対象とする事態—— 武力攻撃事態、緊急対処事態、NBC（核物質、生物剤、化学剤）を使用した攻撃

2 平素からの備
えや予防

- 1 組織・体制の整備等—— 市における組織・体制の整備、関係機関との連携体制の整備、通信の確保、情報収集・提供等の体制整備、特殊標章等の交付または使用許可に係る体制の整備、研修および訓練
2 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え—— 避難に関する基本的事項、避難実施要領のパターンの作成、救援に関する基本的事項、運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等、避難施設の指定への協力、生活関連等施設の把握等
3 物資および資材の備蓄、整備—— 市における備蓄、市が管理する施設および設備の整備・点検等
4 国民保護に関する啓発—— 国民保護措置に関する啓発、住民がとるべき行動等に関する啓発、赤十字標章等および特殊標章等に関する普及・啓発

3 武力攻撃事態
等への対処

- 1 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置—— 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置および初動措置、武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応
2 狛江市対策本部の設置等—— 市対策本部の設置、通信の確保、特殊標章等の交付および管理
3 関係機関相互の連携—— 国・都の対策本部との連携、都知事・指定行政機関の長・指定地方行政機関の長等への措置要請等、自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等、他の区市町村長等に対する応援の要求・事務の委託、指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請、市の行う応援等、自主防災組織等に対する支援等、住民への協力要請
4 国民の権利・利益の救済に係る手続き
5 警報および避難の指示等—— 警報の内容の伝達・通知、緊急通報の伝達・通知、避難住民の誘導等
6 救援—— 救援の実施、関係機関との連携、救援の程度および方法の基準、救援の内容
7 安否情報の収集・提供—— 安否情報の収集、都に対する報告、安否情報の照会に対する回答、日本赤十字社に対する協力
8 武力攻撃災害への対処—— 武力攻撃災害への対処の基本的考え方、武力攻撃災害の兆候の通報、応急措置等、生活関連等施設における災害への対処等、危険物質等に係る武力攻撃災害の防止および防除、NBC 攻撃による災害への対処等
9 被災情報の収集および報告
10 保健衛生の確保その他の措置—— 保健衛生の確保、廃棄物の処理
11 国民生活の安定に関する措置—— 生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等、生活基盤等の確保

4 復 旧 等

- 1 応急の復旧—— 基本的考え方、公共的施設の応急の復旧
2 武力攻撃災害の復旧
3 国民保護措置に要した費用の支弁等—— 国民保護措置に要した費用の支弁・国への負担金の請求、損失補償および損害補償、総合調整および指示に係る損失の補てん

5 大規模テロ等
（緊急処理事
態）への対処

- 1 初動対応力の強化—— 危機管理体制の強化、対処マニュアルの整備、発生現場における連携協力のための体制づくり、不特定多数の人々への情報伝達手段の確保、装備・資材の備蓄、訓練等の実施、住民への啓発
2 平時における警戒・監視—— 危機情報等の把握・活用、危機情報等の共有、警戒対応
3 発生時の対処—— 市対策本部の設置指定が行われている場合、市対策本部の設置指定が行われていない場合、市災害対策本部等による対応、市対策本部への移行
4 大規模テロ等の類型に応じた対処—— 危険物質を有する施設への攻撃、大規模集客施設等への攻撃、大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム、生物剤、化学剤）、交通機関を破壊手段とした攻撃
※ダーティボム 放射性物質などの核汚染物質を詰めた爆弾

届け出が必要なとき	届け出の名称	特別障害給付金を受けている方へ 「特別障害給付金」を受けている方の各種届け出については、これまで、市役所に提出していただいていましたが、左表の届け出につきましては、府中社会保険事務所で受け付けることになっていきます。 なお、届け出には添付書類が必要な場合もありますので、ご注意ください。
受給資格者証を紛失・き損等したときや氏名を変更したときなど	受給資格者証再交付申請書・改定通知書・再交付申請書	
年金等を受給しはじめたとき	支給調整事由該当届	
他に受給している年金等の額が変更されたとき	支給調整額変更届	
2 級の給付金を受けている方の障害の程度が重くなったとき	額改定請求書	
年金制度等から障害給付を受けられるようになったとき・障害程度が軽くなり給付金を受給する必要がなくなったとき	受給資格消滅届	
毎年 7 月中に提出	現況届・所得状況届	

審議会等の公開

第 9 回 狛江市補助金評価委員会

〔日時〕 9 月 28 日（木）午後 6 時 30 分から

〔会場〕 4 階特別会議室
〔問い合わせ〕 企画経営室

狛江市環境保全審議会

〔日時〕 9 月 20 日（水）午後 2 時から

〔会場〕 4 階特別会議室
〔案件〕 外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業に係る環境影響評価

〔問い合わせ〕 環境改善課

狛江市都市計画審議会

〔日時〕 10 月 13 日（金）午前 10 時から

〔会場〕 3 階市議会第 2 委員会室
〔案件〕 調布都市計画生産緑地地区（狛江）の変更案

〔定員〕 7 人（多数抽選）
〔申し込み・問い合わせ〕 9 月 29 日（金）（消印有効）までに、往復はがきで「都市計画審議会傍聴希望」・住所・氏名・電話番号を記入のうえ、計画課へ。

狛江市社会教育委員の会議

〔日時〕 9 月 21 日（木）午後 6 時 30 分から

〔会場〕 5 0 2 会議室
〔問い合わせ〕 社会教育課

健康と衛生

健康診査

Health

■健診終了のお知らせ

平成18年度基本健康診査（市民ミニドック）は9月9日（土）をもって終了しました。

【問い合わせ】健康課 ☎（3488）1181

■1歳6カ月児健康診査

【日時】10月2日（月）受付時間は午後1時～1時30分（会場）あいとびあセンター【対象】平成17年3月生まれの幼児（持ち物）母子健康手帳・問診票・保険証・現在使っているお子さんの歯ブラシ※対象者には個別に問診票を送付します。

【問い合わせ】健康課 ☎（3488）1181

■3歳児健康診査

【日時】10月12日（木）受付時間は午後1時～1時30分（会場）あいとびあセンター【対象】平成15年9月生まれの幼児（持ち物）母子健康手帳・問診票・目と耳のアンケート・尿・保険証※対象者には個別に問診票を送付します。

【問い合わせ】健康課 ☎（3488）1181



■妊婦歯科健診

妊娠中の方（初産婦・経産婦）を対象に、歯科健診を行います。なるべく妊娠中期にお受けください。

【日時】9月22日（金）受付時間は午後1時～1時10分（3時30分終了予定）（会場）あいとびあセンター

【申し込み・問い合わせ】健康課 ☎（3488）1181へ。



予防接種

Health

■BCG接種

【日時】10月3日（火）受付時間は午前10時～10時30分（会場）あいとびあセンター【対象】生後3～6カ月未満の乳児（平成18年4月5日から7月4日生まれの乳児）（持ち物）母子健康手帳・予診票・髪の毛をまとめるゴム・ピン等

【問い合わせ】健康課 ☎（3488）1181

検診

Health

■肺がん検診（個別検診）

10月2日（月）から31日（火）までに

左表の医療機関に直接予約・受診してください。
【対象】女性満30歳以上、男性満35歳以上の市民（会社等で検診の機会のある方を除く。年1回）

■肺がん検診実施医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
藤川医院	和泉本町2-16-5	(3489)3859
かとうクリニック	中和泉1-1-1-4F	(3430)9911
佐藤診療所	東和泉1-3-14	(3489)1771
粕江医院	東和泉1-27-10	(3489)0014
和泉多摩川クリニック	東和泉3-3-9	(5497)1238
一の橋内科皮フ科	岩戸南1-4-11	(3430)1214
柏田内科クリニック	西野川1-15-19	(3430)0222
水口内科皮フ科	西野川4-40-4	(3480)5520

教室

Health

■育児学級

5・6カ月児の赤ちゃんの保育と離乳食（初期）について勉強します。受講中は赤ちゃんをお預かりします。

【日時】10月5日（木）受付時間は午後1時～1時20分（3時30分終了予定）（会場）あいとびあセンター（持ち物）母子健康手帳・筆記用具・バスタオル・赤ちゃんの飲み物など

【申し込み・問い合わせ】健康課 ☎（3488）1181へ。

■ママ・パパ学級

現在第1子妊娠中のお母さん・お父さんのための講座です。妊娠中の生活、出産、育児について学びながらお友だちづくりをしませんか。

【会場】あいとびあセンター

【申し込み・問い合わせ】健康課 ☎（3488）1181へ。

■母子講演会

▽小児ぜんそくの予防と治療
【日時】10月18日（水）午後2時～4時【対象】市内在住のぜんそくの子どもとその家族・関係者の方【講師】大矢幸弘さん（国立成育医療センターアレルギー科医師）



▽広汎性発達障害とネットワークの重要性
【日時】31日（火）午後2時～4時【講師】宮尾益知さん（国立成育医療センター発達心理科医師）【対象】市内在住の広汎性発達障害がいの子どもの家族・関係者の方

【申し込み・問い合わせ】多摩府中保健所 ☎042（362）2334へ。

健康相談

Health

■育児相談

育児に関する悩みや相談、お母さん自身の心や体のことなど気軽に相談ください。保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が相

談に応じます（お子さんの身長・体重も測れます）。

【日時】9月27日（水）午前9時30分～11時30分（会場）あいとびあセンター（持ち物）母子健康手帳

【問い合わせ】健康課 ☎（3488）1181

【フロアー・出張健康相談】育児相談もお気軽に！

自分や家族の健康・食事・子供

88）1181

9月23日は動物愛護デー

マナーを守って飼育しましょう

犬の飼い主の皆さんへ

犬を散歩に連れて行くときは、ビニール袋などを持って行き、必ずふんを持ち帰って始末しましょう。



ふん等による臭いの苦情や生け垣が枯れたりする被害が起きています。飼い主としての責任を果たしましょう。

犬の鳴き声が近隣のストレスとならないよう、よく鳴くときは静かにさせる、屋内に入れるなど気を配りましょう。

犬が苦手な人も大勢います。散歩のときや広場など人が集まる場所では必ず引き綱をつ

けましょう。

猫の飼い主の皆さんへ

失踪・ふん尿被害・事故の防止、感染症予防のために室内飼育をしましょう。

排泄はトイレで済ませるよううしつけましょう。健康状態のチェックもできます。

迷子札や首輪をつけ、連絡先を書きましよう。飼い主が猫の消息を把握するためにも重要です。

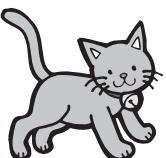
不妊去勢手術をしましょう。

手術後は発情しなくなり、メスは子どもを産みません。オスは尿による匂いつけをやめ、けんかをしな

くなりま

一部の無責任な飼い主が原因で野良猫が増えています。不幸な命を生み出さないためにも手術をましよう。

【問い合わせ】健康課 ☎（3488）1181



小児初期救急 平日夜間診療

【診療日】月～金曜日（当院の休診日は除く）

【受付時間】午後7時～9時30分

【対象】15歳以下の急病のお子さん

※事前に電話をしてから受診

○慈恵第三病院内「粕江・調布小児初期救急平日夜間診療室」

☎（3488）2061

休日診療

【診療日】17日・18日・23日・24日

【受付時間】午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

【会場】あいとびあセンター

○休日応急診療所

☎（3488）9121

○休日歯科応急診療所

☎（3488）9171

○休日診療薬局

☎（3488）1519

24時間 医療機関案内



○粕江消防署

☎（3480）0119

○ひまわり

☎（5272）0303

インターネット <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

インフォメーション

催し

■野川地域センター利用者発表会

〔日時〕10月1日(日)午前9時30分～午後4時※図書室は、午前10時開室。不要になった本を配布します。

■野川地域センター利用者発表会

芸能発表会 (1階ホール)	歌謡ショー、舞踊、カラオケ、詩吟、剣舞、親子体操、民謡、自彊術
作品展 ※9月30日(土)(午後1時～4時)も展示しています。	陶芸、絵手紙、水墨画、油絵、ペン習字、俳句、トールペイント、キルト、折り紙、パッチワーク
軽食・喫茶コーナー (2階小会議室)	サンドイッチ・お菓子と飲み物
出店 ※川口町の物産も販売します	地場野菜・花の即売会・パン・サンドイッチ

〔問い合わせ〕野川地域センター
☎(3480)2211

■青少年第四育成委員会「第11回紙飛行機を作って飛ばそう」

〔日時〕10月7日(土)午前10時30分～午後3時30分(雨天中止)
〔集合〕西河原公民館〔内容〕武蔵野ペーパーレーンクラブの指導により、紙飛行機を作成

ご案内

し、飛ばします。大人の方も参加できます〔持ち物〕弁当・飲み物・敷物
〔申し込み・問い合わせ〕楳取
☎(3430)2765へ。

■第26回ボランティアのつどい

〔日時〕10月1日(日)午前11時～午後3時〔会場〕あいとびあセンター〔内容〕ボランティア・市民活動の紹介、体験コーナー、ステージコーナー、遊びのコーナー、スタンプリリーなど
〔問い合わせ〕こまえボランティア・センター☎(3488)0294

■障がい者就職面接会

〔日時〕10月20日(金)午後1時～4時(受付時間は午後零時30分～3時30分)〔会場〕町田市立総合体育館サブアリーナ(バス便はありません)〔参加予定企業〕34社
〔申し込み・問い合わせ〕ハローワーク府中☎042(336)8652へ。

セミナー

■歌舞伎鑑賞講座「改築の決まった歌舞伎座での華やかな舞台を鑑賞しよう」

〔日時・会場・内容〕▽11月13日(月)午後6時30分～9時・上和

泉地域センター・講義「演目の解説と鑑賞のポイント」▽18日(土)午前11時開演・歌舞伎座・観劇「顔見世大歌舞伎」〔定員〕先着60人〔参加費〕3,800円(観劇代・資料代。講義の日に持参)〔講師〕金森和子さん(歌舞伎研究家)

〔申し込み・問い合わせ〕9月16日(土)から上和泉地域センター☎(3489)9101へ。

■男の料理教室「きのこ飯と魚料理」

〔日時〕9月30日(土)午前10時～午後1時〔対象〕成人男性〔定員〕先着15人〔講師〕小林秀子さん(料理研究家)〔持ち物〕エプロン・三角巾・ふきん〔参加費〕900円(材料実費)
〔申し込み・問い合わせ〕南部地域センター☎(3489)2150へ。

■介護予防普及啓発事業

▽火災を防ぐ！家庭内の防火のお話〔日程〕10月3日(火)〔講師〕信田美忠さん(狛江消防署職員)▽ケアプランを自分でつくろう！〔日程〕10日(火)〔講師〕島村八重子さん・高木洋子さん(全国マイケアプラン職員)
▽もしものための応急救命
〔日程〕17日(火)〔講師〕峰村正夫さん(狛江消防署職員)
▽ケアプランを自分でつくろう！(第2回)〔日程〕23日(月)〔講師〕橋本典之さん・高木洋子さん(全国マイケアプラン職員)

〔時間〕各午後1時30分～3時
〔定員〕各先着20人
〔申し込み・問い合わせ〕在宅

介護支援センターこまえ苑☎(3489)2417へ。

■公開講座「認知症に強いまちを作ろう」

〔日時〕9月28日(木)午後1時30分～4時30分〔会場〕調布市グリーンホール〔定員〕先着1,300人〔内容〕▽基調講演(今日からできる認知症予防)▽シンポジウム(住民の住民による住民のための認知症予防)

〔問い合わせ〕東京都老人総合研究所☎(3964)3241

募集

■あいとびあセンタープール個人開放・利用登録者

〔登録期間〕10月～平成19年3月〔利用日・対象〕▽月・火曜日午前、高齢者(65歳以上)▽木曜日午前、機能訓練・障がい者個人(難病者含む)※日曜日に登録している方はお断りする場合があります〔定員〕介護者を含め各50人程度〔使用料〕登録者個人1,000円(介護者は無料)

〔申し込み・問い合わせ〕9月27日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く)に社会福祉課へ。

■会食会に参加しませんか

10月から平成19年3月までの参加者を募集します。
〔対象〕65歳以上の高齢者で自力またはボランティアの協力を得ることににより会食会に参加できる方〔定員〕1会場50人まで
〔自己負担金〕1回500円

公民館

◎西河原公民館

☎(3480)3201

■外国の方々のための「日本語教室」〔日時〕毎週土曜日午後7時～9時20分〔クラス〕中学生学習コース、識字コース、一般コース、特別コース等※協力ボランティア募集〔指導スタッフ〕日本語指導(資格等の有無は問いません)〔運営スタッフ〕全体の運営や生活相談等(幼児担当スタッフ)幼児室での外国の子どもたちのお世話のできる方※いずれも国際交流に理解のある方

■こまえ市民大学・医療講座(協力・東京慈恵会医科大学附属第三病院)〔日時〕10月7日(土)午後2時～4時〔内容〕脳ドックで分かること、脳の健康診断の内容とこれからの生活への役立て方〔講師〕中島真人さん(脳神経外科診療部長)〔定員〕50人〔受講料〕200円

■利用者懇談会「運営や利用上の意見交換および交流」〔日時〕9月26日(火)午前10時～午後7時から

◎中央公民館

☎(3488)4411

■コマエスタイル青年教室秋のキャンプ参加者募集〔日時〕9月30日(土)午前9時～10月1日(日)午後5時〔会場〕神奈川県青少年の村〔対象〕青年(参加費)2,500円※事前申込制
■成人学習事業「人形劇ワークショップ」〔日時〕10月2日～11月13日(全6回 毎週月曜日)午前10時～正午〔定員〕20人

図書館

◎上和泉地域センター

☎(3489)9101

■上和泉おはなし会〔日時〕9月25日(月)▽0歳からの部午後3時15分から▽4歳からの部3時45分から〔絵本〕ドオン！えんぴつびな・くろいマントのおじさん

◎岩戸児童センター

☎(3489)5414

■ふれあい音楽タイム〔日時〕9月30日(土)午後1時～2時〔対象〕小学生〔定員〕20人〔内容〕いろいろな楽器を使って演奏します※事前申込制

◎子ども家庭支援センター

☎(5438)6606

■ひまわりリトミック〔日時〕9月27日(火)▽Aクラス午前10時から▽Bクラス11時から〔対象〕1歳以上の幼児親子〔定員〕各30組〔申し込み〕19日(火)から

■映画会「ガンバと7人のなかまたち」〔日時〕9月25日(月)午後3時から〔対象〕小学生(幼児は保護者同伴)
■ドッジボール・タスケ大会



いよいよ秋！



スポーツを楽しもう

■市民総合体育館個人開放

10月からトレーニング室実技講習会の実施日時を変更します。受付時間は、毎日各スパン開始から60分です。必ず窓口で受け付けをしてください。講習会の時間は、30分の予定です。ただし、第3木曜日は休館日のため講習はありません。

【定員】1回3人【持ち物】体育館履き、運動ができる服装

講習会の受付時間	
1 スパン	午前9時～10時
2 スパン	午前11時25分～午後零時25分
3 スパン	午後1時50分～2時50分
4 スパン	午後4時15分～5時15分
5 スパン	午後6時45分～7時45分

【問い合わせ】体育課 ☎（3430）1141

■スポレクウォーキング大会（野川遊歩道・深大寺）

【日時】10月1日（日）午前9時10分【集合】市民総合体育館※雨天決行【対象】市内在住・在学・在勤者またはその家族で小学生以上（小学生は保護者同伴）。団体での申し込み不可。身体障がい者は介護者同伴【定員】80人【参



加費）1人200円※完歩者には深大寺そば券配布

【申し込み・問い合わせ】9月27日（木）までに体育協会 ☎（3480）6211（21日（木）を除く平日午前10時～午後4時）へ。

■市民秋季バレーボール大会9人制男女の部・小学生の部

【日時】10月8日（日）午前9時から【会場】市民総合体育館ほか【対象】市内在住・在学・在勤者で編成したチーム【競技内容】男女別9人制、小学生6人制（男女混合可）【参加費】一般5,000円、中学・高校生3,000円、小学生2,000円【抽選日】9月30日（土）午後2時から市民総合体育館

【申し込み・問い合わせ】9月21日（木）までに女子の部・本橋 ☎（3480）6055、男子の部・谷田部 ☎（3489）1855（午後7時以降）へ。

■市民バドミントン大会

【日程】10月15日（日）【会場】市民総合体育館【対象】市内在住・在学・在勤者（中学生以上）、登録会員【種目】男女ダブルス、1・3部、初級者の部、壮年の部（50歳以上）【参加費】1ペア2,000円（会員、中学・高校生1,200円）

【申し込み・問い合わせ】9月30日（土）（必着）までに、申込用紙に記入のうえ、和泉本町3-13-5 押見 ☎（3489）2030へ。

■市民ゴルフ大会

【日程】10月19日（木）【会場】相模湖カントリークラブ【対象】市内在住・在勤者【定員】140人【競技方法】18ホールストロークプレー（新ペリア方式）【参加費】4,000円（賞品・パティー代）※現地集合・解散【問い合わせ】飯田 ☎（3489）8205（夜間）



【申し込み・問い合わせ】9月21日（木）までに女子の部・本橋 ☎（3480）6055、男子の部・谷田部 ☎（3489）1855（午後7時以降）へ。

■市民秋季バレーボール大会6人制男女の部

【日時】11月5日（日）午前9時から【会場】市民総合体育館ほか【対象】市内在住・在学・在勤者で編成したチーム【競技内容】男女6人制【参加費】一般5,000円、中学・高校生3,000円【抽選会】10月28日（土）午後6時から市民総合体育館

【申し込み・問い合わせ】10月27日（金）までに、谷田部 ☎（3489）1855（午後7時以降）へ。

事業所・企業統計調査にご協力ください

10月1日現在で、全国一斉に事業所・企業統計調査が実施されます。この調査は、国勢調査と並ぶ国の最も重要な統計調査の一つで、事業所や企業について産業別や従業者規模などの基本的な構造を明らかにすることを目的としています。

調査の対象となるのは、店舗や工場、会社をはじめ、学校、病院、個人教授所など、あらゆる種類の事業所です。調査の結果は、地域の産業振興と関連するまちづくりの施策立案のほか、国や地方公共団体などにおける各種行政施策の立案等の基礎資料として広く利用されます。

調査は統計法に基づいて実施され、調査票の内容をほかに漏らすことや、統計上の目的以外に使用することは固く禁じられていますので、各事業所のプライバシーは法律によつて保護されます。9月下旬から調査員が調査票への記入をお願いに各事業所を訪問しますので、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】総務防災課



講演会「笑いと健康」笑う門には健康来る！

「笑いと健康」をテーマとした落語の講演会を開催します。笑いにはたくさんの効用があります。楽しい話を聞いて、笑いませんか。

【日時】9月29日（金）午後1時～1時30分開演（1時開場）【会場】西河原公民館【定員】先着200人【講師】三遊亭楽春さん【申し込み・問い合わせ】15日（金）午前9時から高齢福祉課 ☎（土・日曜日、祝日を除く）

やさきやま文庫手づくり絵本教室

【日時】9月30日（土）午前10時30分～正午【会場】第三小学校【対象】小・中学生（小学校低学年はなるべく親子でご参加ください）【持ち物】はさみ・ステイックのり・色えんぴつ・タオル

【問い合わせ】社会教育課

知ってナットク!! 介護保険 6

住宅改修

要支援・要介護の認定を受ける、介護保険を利用して住宅改修ができます。対象範囲は、廊下・階段・浴室等への手すりの取り付け、段差解消のためのスロープ等の設置、滑り防止や移動を円滑にするための床材の変更、開き戸から引き戸や折れ戸への交換、和式トイレから洋式トイレへの交換で、20万円を限度額に、改修費用の9割が支給されます。

いったん改修費用の全額を負担し、市に申請して9割を支給してもらう方法と、対象外になりますのでご注意ください。【問い合わせ】高齢福祉課

また、4月から悪質なりフォーム業者等による不適切な住宅改修を防ぐために、事前申請と審査が必要になりました。改修後の申請は対象外になりますのでご注意ください。

指定管理者制度とは

地方自治法によると、指定管理者の選定手続きは条例で定めることとされており、各施設の設置条例で選定手続きを盛り込む方法と、選定手続き条例として別に規定する方法の2通りがあります。

市では、後者の方法により、平成16年12月に「狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を定めました。この中で、選定手続きのほか、協定書の記載事項、市の調査権、指定取消権など、施設の態様に関係なく共通して取り扱う事項をまとめています。

実際の事務においては、選定【問い合わせ】企画経営室